

PPP/PFI推進アクションプラン 重点分野実行計画

令和5年6月

国土交通省

空港

空港分野 実行計画 概要

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約】
原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。

■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
38件	8件	3件

- *1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。
*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	各案件候補について、 コンセッション導入の 是非を検討 0件	2件	4件	5件	5件
うち 実施方針公表	0件	0件	2件	4件	5件
うち 実施契約締結	0件	0件	1件	1件	2件

■ 案件形成のための推進施策等

コンセッションへの理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う【R4年度に地方公共団体主催の勉強会、地元経済団体主催の講演会、大学院の講義において空港コンセッションについて説明を行った】
地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う【R4年度にコンセッション未導入の地方管理空港所在自治体を訪問し、先行案件の取り組みや効果、国の支援制度等の紹介を行った】

【空港】 PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

< 基準設定の根拠・解説等 >

全国 97空港

空港会社管理：4空港
国管理空港：28空港
地方自治体管理：65空港

コンセッション導入済の17空港（ ）を除く空港
80空港

令和8年度末時点でコンセッション事業を継続中の空港

空港会社管理：2空港
国管理空港：19空港
地方自治体管理：59空港

< PPP/PFI導入検討対象*1 >

離島空港及び米軍との共用空港等を除く空港
38空港

空港会社管理：2空港
国管理空港：15空港
地方自治体管理：21空港
(なお、アクションプランでは、「原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進する」こととしている。)

< 案件候補*2 >

現在、コンセッション導入の検討が行われている空港
8空港

現在、コンセッション導入の検討が行われている8空港

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**3件**

*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

【空港】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
空港	原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標として以下の施策に取り組む。＜国土交通省＞	国土交通省					
空港	・民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえたリスク分担条項(プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等)の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。(令和4年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	リスク分担条項の新設等について、案件ごとに、財政当局との調整も含め、具体的な検討を進める。				
			(R4実績) 今後の案件に向けてリスク分担条項の新設等について具体的な検討を行っている	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
空港	・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の好事例・効果について、情報を収集・発信する。(令和4年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	既に混合型スキームを導入している地方管理コンセッション空港の管理者(地方公共団体)に混合型スキームの仕組みや効果等を確認し、その情報をコンセッション未導入の地方管理空港の管理者(地方公共団体)へ展開する。				
			(R4実績) 採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することにより経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となることを説明した	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
空港	・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う。(令和4年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	県、関係市町、議会、地元経済団体等が参加する勉強会や講演会への積極的な参加や、国土交通省ホームページにおける、先行案件の提案概要、取組と成果の公表等を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等を発信し、機運醸成を図る。				
			(R4実績) 地方公共団体等主催の勉強会、講演会への参加や、先行案件の提案概要、取組と成果等の公表を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等について発信した	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
空港	・地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。(令和4年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	定期的に地方公共団体を訪問(Web会議)し、先行案件の公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、内閣府 PPP/PFI推進室や国土交通省 総合政策局が実施しているPPP/PFIに関する支援事業の紹介等を行う。				
			(R4実績) コンセッション未導入の地方管理空港所在自治体を訪問し、先行案件の取組みや効果、国の支援制度等の紹介を行った	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

【空港】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
空港	・公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。 (平成29年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗(検討)状況や公募書類等を公表する。				
			(R4実績) 先行案件の公募書類等を公表している	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
空港	公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。(平成28年度開始) <国土交通省>	国土交通省	運営事業者からの要望を伺いながら、必要となる規制の緩和や合理化について検討する。				
			(R4実績) 定期的に開催している運営権者との打合せにおいて、規制の緩和や合理化について意見を伺っている	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
空港	・公共施設等運営事業を導入した空港について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、関係施策を推進する。(令和2年度開始) <国土交通省>	国土交通省	運営事業者の実情を確認し、必要となる支援施策について検討する。				
			(R4実績) 運営権者から経営の実情を伺った上で、空港施設の整備に対する無利子貸付、運営権対価分割金の支払いの年度越え猶予、空港運営事業期間の延長などの支援を行った	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

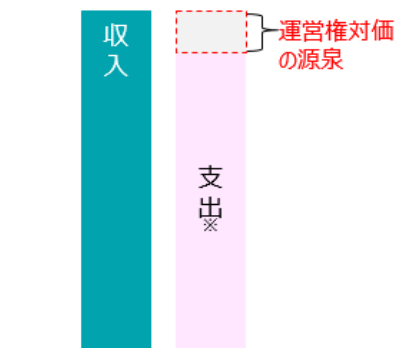
推進施策の概要

○採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することにより経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となることを説明した。

混合型スキームとは

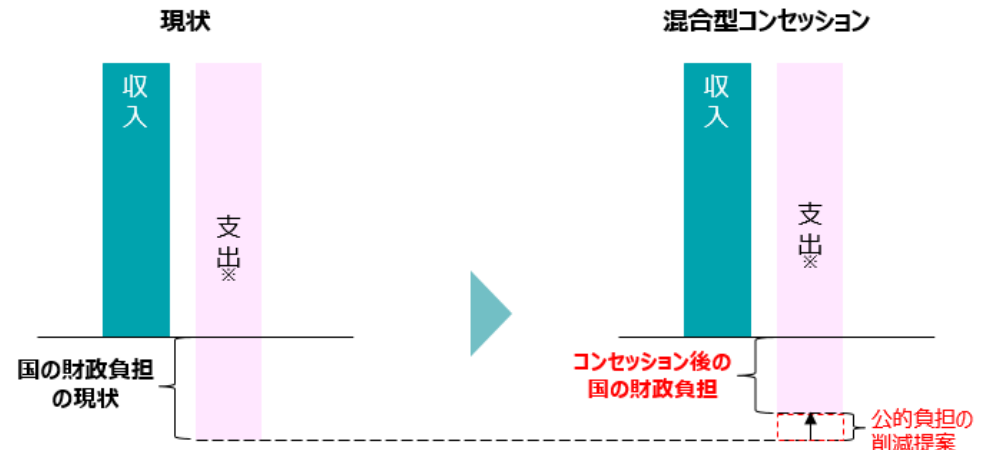
- ▶ 独立採算型が困難な採算性の低い空港でも、混合型コンセッションを導入することによって経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となる。これにより、国の運営費及び更新投資費の削減やそれに伴う地方自治体の負担金の削減効果が期待できる。
- ▶ 混合型では、独立採算型で求めていた運営権対価の提案の代わりに、公的負担（国が負担する運営費・更新投資費）の削減額の提案を求めることが一般的（公的負担の最大額は予め提示）。

独立採算型



- ▶ 応募者は、**運営権対価を提案**（より額が大きい提案に高得点）
- ▶ コンセッション事業に係る費用は全て運営権者が負う

混合型



- 収入に対し、支出が過大であるため独立採算型は困難
- ▶ 民間委託しなければ、**国が引き続き全額負担**

- 混合型の導入により、公的負担が削減される
- ▶ 国が費用を一部負担（サービス購入料）
 - ▶ 応募者は、国が設定した提案上限額を下回る**公的負担の削減額を提案**（より削減額が大きい提案に高得点）

※支出は運営費と更新投資費で構成される。

- 地方公共団体主催の勉強会、地元経済団体主催の講演会等において空港コンセッションの仕組みや効果等について説明を行った。
- 先行案件の提案概要、取組と成果を公表しており、コンセッション関連のフォーラム等に職員を派遣した。

空港コンセッションのこれまでの取組と成果

○空港コンセッションは、民間によるスピード感ある経営により、路線誘致、活性化投資、アクセス改善等を通じて、旅客数の増加・地域経済の活性化に寄与している。

具体的なこれまでの取組・成果の例

◆仙台空港の例(運営開始：2016.7)

○施設整備による利便性向上

※新旅客搭乗施設（ピア棟）建設・供用開始
(2018.10～)



(出典：仙台国際空港(株))



ローコスト構造・運用をコンセプトに設計。
国内線搭乗口が6から10カ所に増加。
発着機輻輳時の旅客処理能力が拡大。

○就航便数 民間委託後に53便／週の増便

※H28夏ダイヤ期首 367便/週 → R2夏ダイヤ期首 420便/週

○旅客数の増加

※H27 311万人（国内295万人、国際16万人）
R1 372万人（国内334万人、国際38万人）

○空港アクセスの拡充

※各拠点エリアと直結するバス路線の開設
→会津若松（福島）、松島（宮城）、酒田・鶴岡（山形）等

◆高松空港の例(運営開始：2018.4)

○施設整備による利便性向上

(出典：高松空港(株))



※新事務所棟建 (2019.7)



※立体駐車場建設 (2019.4)
収容台数：1003台⇒1393台



※四国市場YOSORA開業
(2019.8)

○就航便数の増加

※国内線：H30 3路線112便/週 → R2 3路線115便/週
国際線：高松～香港（4便/週→5便/週）、高松～台北（6便/週→7便/週）等

○旅客数の増加

※H27 180万人（国内165万人、国際15万人）
R1 202万人（国内173万人、国際29万人）

○空港アクセスの拡充

※各拠点エリアへのバス路線の開設
→三豊（香川）、祖谷（徳島）、高知、四国中央市（愛媛）等

◆福岡空港の例(運営開始：2019.4)

○就航便数の増加

※国際線：ドムアン（タイ）、クアラルンプール（マレーシア）への2路線新規開設、台北線やハノイ線等の新規就航

○上下一体運営ならではのスピード感ある対応

※空港全体のグランドハンドリング能力を高める取組について、関係者を巻き込みスピード感を持って対応
→今後の滑走路増設工事を踏まえた長期的な見通しを示すとともに、必要スペースの削減にも資する車両の共有化に向けた検討をグラハ事業者と開始

○空港内アクセス整備による利便性向上

※国内線と国際線を結ぶ連絡バスに連節バスを導入（全長18m、定員142名）
→導入前と比較して約2倍の輸送力
立席スペース・出入口が広く、バリアフリーにも対応したノンステップ仕様



出典：福岡国際空港(株)

推進施策の概要

○運営権者から経営の実情を伺った上で、空港施設の整備に対する無利子貸付、運営権対価分割金の支払いの年度越え猶予、空港運営事業期間の延長などの支援を実施した。

コンセッション空港（国管理空港）への支援（令和4年度） 国土交通省

会社名	施策名	対象等
北海道エアポート(株) 仙台国際空港(株) 広島国際空港(株) 高松空港(株) 福岡国際空港(株) 熊本国際空港(株)	空港施設の整備に対する無利子貸付	金額： 31億円 ^(R3d) 127億円 ^(R4d)
	運営権対価分割金の支払いの年度越え猶予 (令和2・3年度分は2年猶予・令和4年度分は5年分割払い)	対象：北海道(26億円/年) 福岡(153億円/年)
	空港運営事業期間の延長 (累計で2年間の延長)	対象：5社 (広島国際空港(株)以外の5社)
	契約上の履行義務の緩和 (施設整備の後ろ倒し等)	対象：6社全社
	感染リスク最小化のための空港受入環境高度化支援	対象：6社全社※ ※ターミナルビル会社及び 地方公共団体が対象 金額：7億円 ^(R2d) 5.2億円 ^(R3d) 0.9億円 ^(R4d)
	雇用調整助成金等による支援	対象：6社全社※ ※コンセッション会社 以外にも広く対象

下水道

下水道分野 実行計画 概要

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約】
下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。

■ PPP/PFI導入検討対象^{*1}、案件候補^{*2}、事業件数目標^{*3}

PPP/PFI導入検討対象 ^{*1}	案件候補 ^{*2}	事業件数目標 ^{*3}
60件程度	20件程度	6件

^{*1}: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を優先して導入検討すべきもの。
^{*2}: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業を特に優先して検討すべきもの。
なお、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
^{*3}: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗 (件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	三浦市等 2件	4件	6件	8件	10件
うち 実施方針公表	三浦市 1件	1件	2件	3件	6件
うち 実施契約締結	三浦市 1件	1件	1件	2件	3件

■ 案件形成のための推進施策等

PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、適切な提案を採用することを要件化
【R5年度から運用開始】
公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う
【R5年度から運用開始】
早急に導入検討を開始すべき地方公共団体の首長等へのトップセールス【R5年度以降継続】
官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン等の活用とモデル都市への支援を拡充【R5年度以降継続】
PPP/PFI検討会に新たな分科会を設置し、導入を支援【R5年度から運用開始】

【下水道】 公共施設等運営事業導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

< 基準設定の根拠・解説等 >

・国土交通省下水道部HP

- ・10万人以上の団体に対し、PPP/PFI手法導入優先的検討策定を要請（令和3年6月）
- ・下水処理場の維持管理や改築に民間の創意工夫が活かされ易い（一定規模以上の処理区を有する。）

- ・管路の耐用年数を超える団体では、改築需要が増加するため、民間による効率的な改築の必要性が高まる。
- ・経費回収率の改善のため、民間のノウハウの活用が期待できる。

- ・責任分担が難しくなる雨水を含まない団体から推進。
- ・既にDBOやPFI等の長期契約を行っており、工夫の余地が残っている団体から推進。

下水道事業実施団体
1,500団体程度

- ・人口10万人以上（都道府県・市町村）
 - ・処理区内人口5万人以上・下水処理場を有する団体
- 200団体程度**

< PPP/PFI導入検討対象*1 >

供用開始から40年以上経過している団体（施設の老朽化が進行）
経費回収率100%以下
60団体程度

< 案件候補*2 >

分流で、DBO・PFI事業を導入していない団体
20団体程度
既に検討している団体：5団体

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**6件**

*1: PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を優先して導入検討すべきもの。

*2: 案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業を特に優先して検討すべきもの。
なお、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

【下水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
下水道	公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞	国土交通省					
下水道	・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度から運用開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	「各地方公共団体が、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採択すること」について、交付金の要件化を検討し、令和4年度中に結論を得る。 (R4実績) ・R4年度中に結論を得て、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採用することを要件化した。	「各地方公共団体が、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採用すること」の交付金要件化に関する周知と確実な運用を行う。 (R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
下水道	・污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	污水管の維持更新への国費支援については、令和9年度以降は污水处理施設が未概成の地方公共団体であっても公共施設等運営事業の導入を要件とすることを検討する。 (R4実績) ・R4年度中に検討を行い、R5改訂版アクションプランに反映した。	污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。 (R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
下水道	・公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	公共施設等運営事業に関連する更新事業へのインセンティブを設定することを検討し、令和4年度中に結論を得る。 (R4実績) ・R4年度中に結論を得て、重点配分を行うこととした。	公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知と確実な運用を行う。 (R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

【下水道】推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
下水道	・上下水道一体でのウォーターPPPに対し、国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。(令和5年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	—	国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。 (R5実績)	令和5年度中に得た結論をもとに、地方公共団体に対して周知活動を実施。 (R6実績) (R7実績) (R8実績)		
下水道	・ウォーターPPPを早急に検討すべき地方公共団体の首長等へのトップセールスを実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、首長等へのトップセールスを実施する。 (R4実績) ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、首長等へのトップセールスを実施した。	ウォーターPPPを早急に導入検討を開始すべき地方公共団体の首長等へのトップセールスを実施する。 (R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
下水道	・ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)等を活用しつつ、技術的な助言を行うとともに、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	・PPP/PFI手法選択GL改正と併せて、官民連携手法ごとに特徴や効果等を整理する。 ・検討を進めている地方公共団体に対して、新規案件形成に向けた技術的支援等を実施する。 (R4実績) ・官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)を策定。 ・モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充。	引き続き着実に実施する。 (R5実績) (R6実績) (R7実績) (R8実績)			

【下水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。また、同検討会に「ウォーターPPP分科会」を新設し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ、ウォーターPPPの導入を支援する。さらに、「民間セクター分科会」を通じ、民間事業者の視点からも、PPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信するとともに、両分科会の連携により、官民の相互理解を深める。(平成29年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	これまでに得られた課題への対応策や知見等については、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」において、他の地方公共団体に共有する。 (R4実績) ・PPP/PFI検討会、民間セクター分科会を開催し、課題への対応策や知見等について共有した。	ウォーターPPP分科会を新設 (R5実績)	ウォーターPPP分科会を継続的に開催 (R6実績) (R7実績) (R8実績)		
下水道	・先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	浜松市、須崎市及び宮城県の事業が着実に進むよう支援を行うとともに、三浦市での着実な事業開始に向けて技術的助言等の支援を行う。 (R4実績) 浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市へ技術的助言等支援を行った。	引き続き、浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施に向けた支援を行う。 (R5実績) (R6実績) (R7実績) (R8実績)			
下水道	・PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	地方公共団体間で比較できるよう、経費回収率、污水处理原価等、代表的な経営指標について、Excelファイルで一覧に取りまとめ、国土交通省HPに掲載する。 (R4実績) ・最新の経営に関する指標を国交省HPに掲載した。	引き続き着実に実施する。 (R5実績) (R6実績) (R7実績) (R8実績)			

下水道分野におけるPPP/PFI(官民連携)の推進

- 下水道事業を巡る厳しい経営状況や執行体制の脆弱化の中で持続可能な事業運営を図るため、民間企業のノウハウや特長を生かしたPPP/PFI手法の導入を推進
- PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)に基づき、下水道分野ではコンセッション方式等の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標として、取り組んでいるところ。

下水道事業におけるPPP/PFIの実施状況

- Ⅰ 管路施設や下水処理施設の管理については9割以上が民間委託を導入済み
- Ⅰ 包括的民間委託は処理施設で552施設、管路で49契約導入されており、近年増加中(R4.4時点)
- Ⅰ PFI(コンセッション)
 - これまでに4件が導入済み
 - 浜松市(H30.4~)・須崎市(R2.4~)・宮城県(R4.4~)・三浦市(R5.4~)
- Ⅰ PFI(従来型)は12契約、DBO方式は33契約導入済み(R4.4時点)

PPP/PFIに関する国土交通省の取組

各種ガイドライン等の整備

- Ⅰ 令和4年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」を改正
- Ⅰ 令和5年3月に「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」を改正

ウォーターPPP導入に前向きな団体への財政的支援

- Ⅰ 案件形成やスキーム検討・調査等の支援を拡充

首長等へのトップセールス

自治体や民間とのPPP/PFI検討会の開催

- Ⅰ 平成27年10月に設置
32回開催し、337の地方公共団体が参画(R4年度末時点)
- Ⅰ 平成29年7月に当該検討会に民間セクター分科会を設置
6回開催し、27の民間企業が参画(R4年度末時点)
- Ⅰ ウォーターPPP分科会を新設(R5年度予定)

社会資本整備総合交付金の要件化・インセンティブ

- Ⅰ 令和5年度から、下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用すること等を要件とする
- Ⅰ 令和5年度から、コンセッション事業に含まれる下水道施設の整備・改築事業について、社会資本整備総合交付金等の重点配分項目として支援する

下水道事業におけるコンセッション導入の例

三浦市 (令和5年4月事業開始)

対象事業:

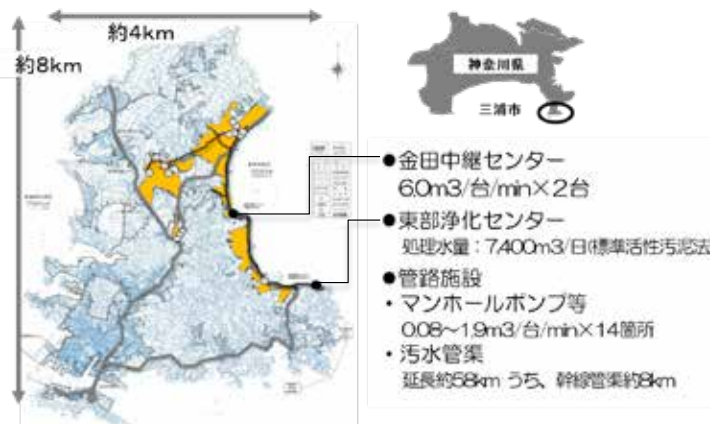
処理場、汚水ポンプ場の
維持管理、改築
管路施設の
維持管理、改築、増築
経営、各種計画支援

事業期間: 20年間

VFM: 約4.1%

(優先交渉権者提案時)

運営権対価: 1,000万円



道路

道路分野 実行計画 概要

[PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約]
交通ターミナルについて、公共施設等運営事業をはじめとする地域活性化等に資するPPP/PFIの活用を推進するため、令和8年度までに7件の具体化及び公共施設等運営事業1件の事業実施を目標として取り組む。

交通ターミナル(バスタ)

■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入 検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
7件	7件	7件(内、1件のコン セッション実施)

*1:PPP/PFI導入検討対象:公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。
*2:案件候補:アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
*3:事業件数目標:アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗 (件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	4件*4	5件	6件	6件	7件
うち実施方針 公表	0件	2件	3件	5件	6件
うち実施 契約締結	0件	0件	0件	3件	3件

*4:品川、新潟、近鉄四日市、神戸三宮

■ 案件形成のための推進施策等

○品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。

高速道路のSA・PA、下関北九州道路

■ 案件形成のための推進施策等

道路分野としての事業件数目標の上乗せを視野に、以下の施策を推進する。

○高速道路のSA・PAの具体的な検討については、高速道路内における物流のニーズ等も踏まえ、大都市近郊や大都市間に立地するSA・PAを候補に、案件具体化に向けて取り組む。

○下関北九州道路については、民間資金の活用を図るという観点から、エリア単位でPFI手法等の活用の可能性を検討する。

【道路】 PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

【交通ターミナル（バスタ）】

事業中箇所及び調査中箇所 ¹
計 22ヶ所

< 基準設定の根拠・解説等 >

1 令和5年4月1日時点

< PPP/PFI導入検討対象*1 >

事業中箇所及び一部の調査中箇所 ¹
計 7ヶ所

事業中箇所、及び、調査中箇所であって、交通拠点の機能強化の必要性を明確化し、機能強化に向けた整備方針を作成した箇所数

1 令和5年4月1日時点

< 案件候補*2 >

事業中箇所 ¹
計 7ヶ所

事業中箇所であって、令和8年度までに具体的検討（市場調査等）を実施する見込みの箇所数

1 令和5年4月1日時点

参考：アクションプランにおける5年間で
少なくとも具体化すべき事業件数目標：**7件**
(公共施設等運営事業**1件**の事業実施)

*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

【道路】 推進施策の進捗目標

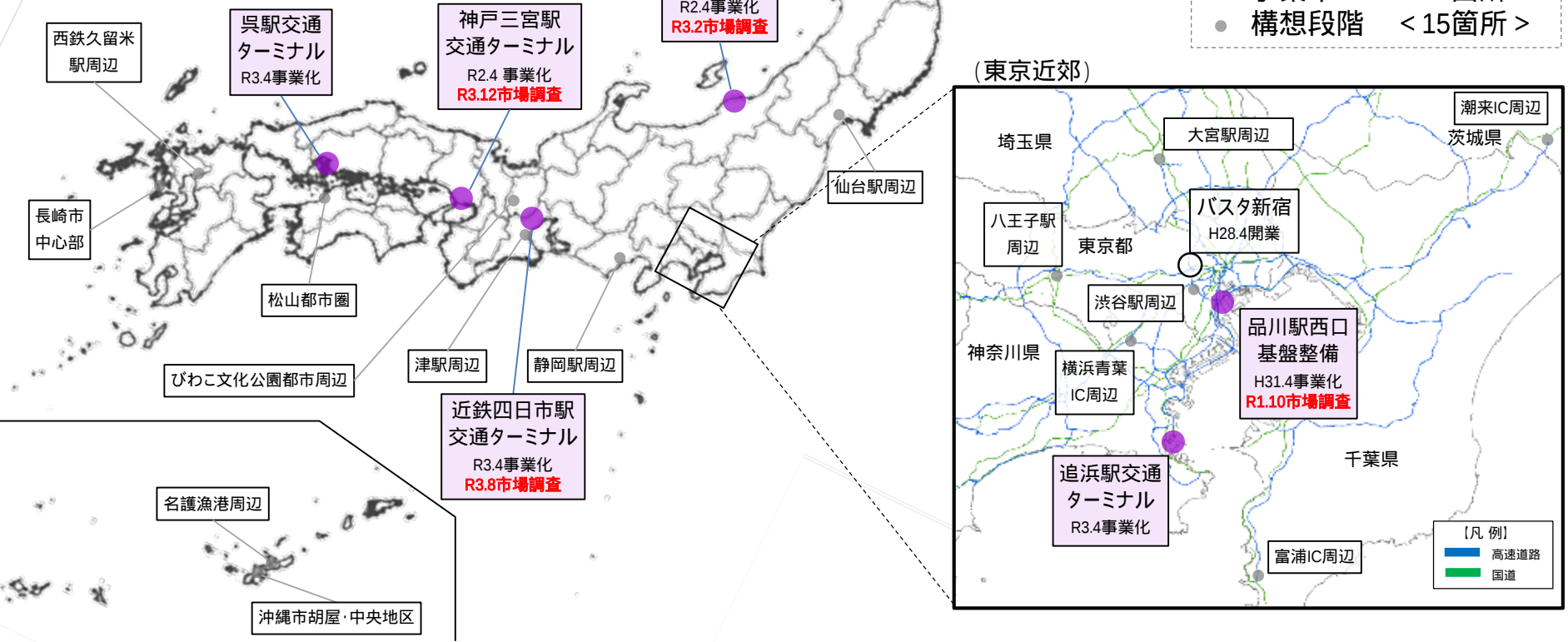
分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
道路	<事業件数目標> 交通ターミナル(バス)について、 PPP/PFIの活用具体化 7件 (内、公共施設等運営事業の事業実施 1件)	国土交通省					
道路	品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。 (令和4年度開始、令和5年度強化)	国土交通省	交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。				
			(R4実績) コンセッション等導入に向け、事業中の箇所において、事業スキームの具体化を検討	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
道路	高速道路のSA・PAなどの施設については、民間資金の活用を図るという観点から、PFI手法等の活用に向けた事業スキーム等の検討を行う。また、下関北九州道路については、エリア単位でPFI手法等の活用の可能性を検討する。(令和4年度開始)	国土交通省	SA・PAへのPFI活用に向けた事業スキーム、箇所の検討	実施方針公表、PFI事業者公募、契約締結			
			PFI等のスキームを検討	現在、山口県・北九州市において都市計画・環境影響評価の手続きを進めており、PFI等のスキームは検討中			
			(R4実績) 【SA・PA】 PFI手法の導入に向けた、事業スキームや箇所を検討 【下関北九州道路】 PFI等のスキームを検討	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
道路	愛知県道路公社における公共施設等運営事業の先行事例について、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めた横展開を図る。(平成28年度開始)	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例について、PPP/PFI推進施策説明会で情報提供を行うなど、横展開を図る。				
			(R4実績) 愛知県道路公社での先行事例についてPPP/PFI推進施策説明会で情報提供を実施した。	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

交通ターミナル(バスタ)におけるPPP/PFIの活用

○ 品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。



※イメージであり、整備内容を決定するものではありません

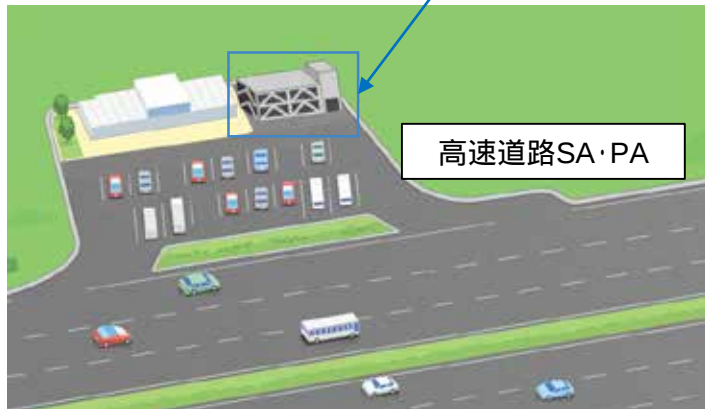


【参考】高速道路SA・PAにおけるPFI活用（イメージ）

- 高速道路のSA・PAにおいて、物流の効率化等、新たな機能へのニーズが高まっていることから、SA・PA内に設置する機能高度化施設の運営による民間資金を活用して、SAPA駐車場施設の一部を整備するスキームを検討中。

機能高度化施設及び
当該施設と一体的に整備される駐車場

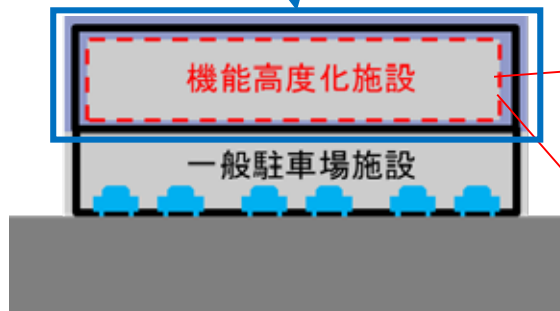
高速道路SA・PA



機能高度化施設の運営に
よる民間資金を活用して整備

機能高度化施設

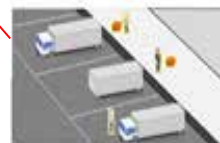
一般駐車場施設



< 機能高度化施設的具体例 >



(例) EV充電施設



(例) 自動運転車両の拠点施設

公園

公園分野 実行計画 概要

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約】
12か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。その他の都市公園では102公園でPark - PFIが活用され、130公園で活用を検討中であるところ、引き続き官民連携手法の多様化に取り組む。

■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

	PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
(国営公園)	6件	3件	2件
(その他、都市公園等)	20件程度/年	130件	-

*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。
*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗(国営公園) (件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	3件	3件	3件	3件	3件
うち 実施方針公表	0件	0件	0件	0件	2件
うち 実施契約締結	0件	0件	0件	0件	0件

■ 案件形成のための推進施策等

- (国営公園)
 - コンセッション方式の導入を検討
- (その他、都市公園)
 - 調査から支援まで一貫して支援できる仕組みを検討
 - 事例集やノウハウ等を記したガイドラインを作成、横展開。

【公園】 PPP / PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

< 基準設定の根拠・解説等 >

国営公園
17箇所

その他、都市公園等
113,811箇所

都市公園等の整備状況
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000156.html

< PPP/PFI導入検討対象*1 >

広域的な見地から設置し
利用料金の設定された公園
6 箇所

都市公園におけるPark-PFI導入
年間20箇所程度

- ・ 国営公園のうち、広域的な見地から設置され（イ号公園）、利用料金の設定された公園。ただし、PFI事業が導入されている公園を除く。
- ・ H29-R3の5年間に、102の都市公園でPark-PFI導入（年平均20件）

< 案件候補*2 >

そのうち整備が概成した公園
3 箇所

130の都市公園において
Park-PFIを検討中

- ・ イ号公園のうち、国による施設整備が概成しており、公共施設等運営事業を導入しやすい公園を対象とする。

参考：アクションプランにおける5年間で
少なくとも具体化すべき事業件数目標：2件

*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

【公園】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
公園	公園 12か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する	国土交通省					
公園	・国営公園における公共施設等運営事業については、民間活力を活用した管理運営の充実等の観点から、広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、民間事業者のニーズの把握や、運営権の設定範囲、要求水準、モニタリング方法等の具体的な制度設計、導入効果の試算等を含め、その導入に関して検討を行う。また、これらの状況を踏まえ、他の公園における導入についても検討する。(令和4年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>	国土交通省	国営公園において公共施設等運営事業を導入する際の留意点等を検討する。	実施方針等の検討を行う。			事業者の公募を行う。
			(R4実績) 国営公園において公共施設等運営事業を導入する際の留意点等を検討。	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
公園	・公園全体での民間活用の拡大に向け、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、横展開等を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>	国土交通省	公園全体での民間活用について、支援の仕組みを検討。また、先進事例の情報収集を行い、事例集やガイドラインを作成。	地方公共団体を支援し公園全体での民間活用の案件形成を図るとともに、事例集やガイドラインを活用し、先進事例を横展開。	引き続き、公園全体での民間活用の案件形成と先進事例の横展開等を図る。		
			(R4実績) 公園全体での民間活用について、支援の仕組みを検討。また、先進事例の情報収集を行い、事例を整理。	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
公園	・Park-PFIと同様に、一定の公共還元等を条件として、建蔽率の参酌基準の緩和等の特例について、PFI等他の官民連携手法を導入する際にも措置できるよう対応を検討する。(令和4年度開始) <国土交通省>	国土交通省	PFI等、Park-PFI以外の官民連携手法を活用した公園整備事業の実施状況等について、情報収集を実施。	PFI等、Park-PFI以外の官民連携手法を活用した公園整備事業の実施状況等を踏まえ、対応について検討。	令和4～5年度の検討内容を踏まえ、必要な対応を検討・実施。		
			(R4実績) PFI等、Park-PFI以外の官民連携手法を活用した公園整備事業の実施状況等について、情報収集を実施。	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

国営公園におけるコンセッション方式の導入

- 12か所の国営公園等、**利用料金の設定された公園**における公共施設等運営事業の導入を**令和8年度までに2件を目標**に検討する。
- 国営公園における公共施設等運営事業については、民間活力を活用した管理運営の充実等の観点から、**広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定**し、民間事業者のニーズの把握や制度運用等を含め、その導入に関して検討を行う。

< 国営公園の管理運営内容（例） >



花修景の実施



遊具の適切な管理

MICE施設

MICE施設分野 実行計画 概要

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約】
公共施設等運営事業の実現にはMICE需要と事業者の体力の回復を待つ必要があるが、具体化に向けた検討の支援は着実にを行うこととし、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。

■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象 ^{*1}	案件候補 ^{*2}	事業件数目標 ^{*3}
60件	49件	10件

- *1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。
- *2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
- *3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗 (件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	3件	5件	8件	11件	13件
うち 実施方針公表	0件	0件	2件	4件	6件
うち 実施契約締結	0件	0件	1件	1件	2件

■ 案件形成のための推進施策等

- MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査等事業【R4・R5事業にて実施】
- 民間サウンディングプラットフォームの体制整備【R4・R5事業にて実施】

【MICE施設】 PPP / PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

< 基準設定の根拠・解説等 >

MICE振興に興味関心の高い自治体
コンベンションビューローが組織されている自治体等
(推進自治体 : 6、ビューロー : 70)

計 76団体

・ JCCB参加自治体・団体

< PPP/PFI導入検討対象*1 >

上記団体内でMICE利用されている施設規模約2,500㎡以上の公共施設数

60施設

- ・ コンベンション施設のみならずユニークベニュー等のバンドリング検討を含む施設群としてピックアップ
- ・ 施設整備・改修規模が10億円を超える施設の目安 : 施設規模約2,500㎡以上 (PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引き)

< 案件候補*2 >

5年以内に PPP / PFI を導入する可能性のある施設

49施設以上

参考 : アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標 : **10件**

*1 : PPP/PFI導入検討対象 : 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

*2 : 案件候補 : アクションプラン重点実行期間 (R4-R8年度) において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

【MICE施設】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
MICE 施設	令和8年度までに10件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞	国土交通省					
MICE 施設	・地方公共団体に専門家を派遣し、混合型を含む公共施設等運営事業方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするプラットフォームの整備に向けた検討を行う。(令和4年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	・地方公共団体に専門家を派遣。 ・効果的なプラットフォームのあり方やスキームに関する調査・検討。	・地方公共団体に専門家を派遣。 ・プラットフォームの立ち上げ開始。	・地方公共団体に専門家を派遣。 ・プラットフォームの実用性の検証。	・地方公共団体に専門家を派遣。 前年の検証を踏まえたプラットフォームのブラッシュアップ。	・地方公共団体に専門家を派遣。 ・プラットフォームの着実な整備及び活用。
			(R4実績) 3地方公共団体に専門家派遣し、コンセッション方式の導入調査及びサウンディングを実施した	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

コンセッション方式と導入の支援

コンセッション方式検討段階にある自治体、同方式導入ポテンシャルのあるMICE施設を有しつつも自力検討に着手していない自治体に対し、コンサルタントを派遣し調査（導入に向けた課題や実現の可能性等）の支援を実施。

【目標値：令和8年度までに10件の具体化】

進捗及び採用検討の状況 2022年度

コンセッション方式を採用検討中 3件

課題

MICE施設の老朽化・管理期間の短期間契約はMICE誘致においても障害となる要因の一つであると、コンベンションビューローなどから指摘されている。

一方で、指定管理者制度を採用している都市が多いなか、現状変更には消極的な都市が見られる。

今後の方針

当事業において、案件候補へコンサルタントの派遣により、コンセッション方式の導入によるメリットを丁寧に説明し、各都市の意識の変化を促す。

また、現状の指定管理の状況を個別に把握し、指定管理制度とコンセッション方式の併用も視野に入れ、コンサルティングをしていく。

さらに、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするためのプラットフォームの運用を行う。

公営住宅

公営住宅分野 実行計画 概要

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約】
公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要であることから、今後についても、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。令和8年度までに10件の具体化(実施契約締結)を目標とする。

■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
120件程度	30件	10件

- *1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。
*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗 (件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施方針公表	静岡県、長崎県、大分県、熊本市、神奈川県 6件	8件	9件	10件	10件
うち 実施契約締結	神奈川県 2件	6件	8件	9件	10件

■ 案件形成のための推進施策等

公営住宅の整備事業において、PPP/PFI手法の導入検討等を補助の一部要件化【R4年度以降継続】
基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援【令和5年度強化】
地方公共団体に対し、先行事例を横展開【R4年度以降継続】

【公営住宅】 PPP / PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

< 基準設定の根拠・解説等 >

公営住宅の建替・集約化を予定している事業数
約 1,200 件

アクションプラン期間（R4-R13年度）
において、公営住宅の建替・集約化の
着手が見込まれる事業数



< PPP/PFI導入検討対象*1 >

建替・集約化を予定している事業のうち、
PPP/PFI手法の導入検討が見込まれる事業数
約 120 件

建替・集約化を予定している事業
（R4-R13年度）のうち、一定の規模以
上の余剰地創出が見込まれ、PPP/PFI
手法の導入検討が見込まれる事業数



< 案件候補*2 >

PPP/PFI手法による建替・集約化の検討に着手している事業数
30 件

一定の規模以上の余剰地創出が見込ま
れ、PPP/PFI手法による建替・集約化
の実施方針を公表又は実施を検討して
いる事業数

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**10 件(実施契約締結)**

*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、
個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

【公営住宅】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
公営住宅	令和8年度までに10件の具体化(実施契約締結)を目標として以下の施策等に取り組む。<国土交通省>	国土交通省					
公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的な案件形成を進められるよう、先行事例の情報提供の横展開を図るほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化)	国土交通省	・PPP/PFI手法の導入検討を一部補助要件化し、その内容を地方公共団体に周知。 ・先行事例の情報提供を行うほか、地方公共団体を支援する。	・PPP/PFI手法の導入検討を一部補助要件化し、その内容を地方公共団体に周知。 ・先行事例の情報提供を行うほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。			
			(R4実績) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、PPP/PFI手法の導入検討の一部補助要件化及び取組みに対する支援を行った。	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

【公営住宅】 PPP / PFI推進施策の概要

- 社会資本整備総合交付金等により公営住宅を整備する際、PPP/PFI手法の導入検討等を補助の一部要件化。
 - ・ 地域居住機能再生推進事業の新規事業において、
 - 平成28年度より、PPP/PFI手法の導入検討を要件化
 - 平成29年度より、三大都市圏で事業を実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化
 - 平成31年度より、政令指定都市で事業を実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化
 - ・ 公営住宅等整備事業の新規事業において、
 - 令和4年度より、1,000戸以上の公営住宅を新規整備する場合はPPP/PFI手法の導入検討を原則要件化
- PPP/PFI手法の導入検討に対する支援を実施。
 - ・ PFI事業の実施その他民間活用のための導入可能性調査への支援や基本構想策定段階における支援
- 地方公共団体に対し、先行事例を横展開。



< 建替え前 >



< 建替え後 >

PPP / PFI手法を活用した公営住宅の建替えの例

クルーズ船向け旅客ターミナル

クルーズ船向け旅客ターミナル分野 実行計画 概要

【PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)要約】
公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度を活用し、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。
さらに、令和13年度までに10件の具体化を目指す。

■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
10件程度	3件	3件

*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。
*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。
*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

■ 案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	1件	3件	3件	3件	3件
うち 実施方針公表	0件	2件	3件	3件	3件
うち 実施契約締結	0件	2件	2件	3件	3件

■ 案件形成のための推進施策等

- ・公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度案件の旅客ターミナル施設について、案件形成に向け、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。

【クルーズ船向け旅客ターミナル】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

2019年度にクルーズ船が寄港した港（港湾＋漁港）

142港

< 基準設定の根拠・解説等 >

国土交通省港湾局 公表資料

< PPP/PFI導入検討対象*1 >

2019年度に外国船社クルーズ船が寄港した港湾の内、
外国船社クルーズ船寄港数の増加による
ターミナル施設の建設が期待できる港

10港

数字で見る港湾2022
（国土交通省港湾局監修）

・2019年外国船社クルーズ船入港数

< 案件候補*2 >

外国クルーズ船入港数が期待できる港

3港

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：3件

*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

【クルーズ船向け旅客ターミナル】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
クルーズ船ターミナル	公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度を活用し、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。＜国土交通省＞	国土交通省					
クルーズ船ターミナル	・国際クルーズの寄港数が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に早期に回復し、さらなる増加につながるよう、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。(令和2年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	日本におけるクルーズ再興に向け、訪日クルーズ旅客をコロナ前ピーク水準まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数がコロナ前ピーク水準を超えることを目指した取組を推進する。また、外国クルーズ船が寄港する港湾数について、コロナ前ピーク水準を上回るとを目標して取り組む。				
			岸壁の整備や利用調整等のハード・ソフトの両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港を確保するため、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施し、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。				
			(R4実績) 公共施設等運営事業に国際旅客船拠点形成港湾制度を加えた令和5年度以降の数値目標を設定。	(R5実績)	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)